

1 本庁舎側の敷地利用に関すること

No.	意見等の概要	市の考え方
1	基本構想で掲げる「“ひと”や“まち”を結ぶ庁舎」の建設理念を実現するためには、本庁舎の跡地利用も含めて一体的に検討すべきではないか。	本庁舎側敷地には庁舎を建てないということについては議会の同意をいただいている中、本計画案においてその点を基本的な方向性として定め、計画内に記述しています。
2	松本城三の丸エリアビジョンの策定において、議会として界限8（地蔵清水・柳町界限）を一旦凍結したのは本庁舎側敷地の方向性が全く見えていなかったからである。 新庁舎とセットで界限8の方向性を議論すべきと考えていた。本庁舎側敷地の方向性を先行して決めることに反対	三の丸エリアの歴史的登城ルートに面している現本庁舎側の敷地は、大きな可能性及びポテンシャルを秘めた場所であることから、行政の枠にとどまらず、広く市民や民間の英知を結集させた上で、今後具体的な検討を進めます。 これらの考え方を踏まえ、本庁舎側の敷地に関する基本的な方向性を定める記述として、以下の内容を基本計画の「あり方・導入機能」に追記しました。 ・ 三の丸に位置し、歴史的登城ルートに面しているポテンシャルを生かしていくこと。 ・ 今後、市民や民間事業者と広く考えを共有しながら具体的な検討を進めていくこと。

2 （仮称）松本駅前センターに関すること

No.	意見等の概要	市の考え方
3	「主たる申請・手続の拠点」としている表現について、（仮称）松本駅前センターが取扱件数で最大になるのかどうか分かりにくい。拠点の意味合いを考えた上で、分かりやすい表現に修正してほしい。	【機能について】 交通結節点で多くの人が利用しやすい松本駅前に、時間外にも対応できる窓口や複数の電子申請端末を配置した申請・手続の拠点を設置し、南松本に設置する窓口機能とともに、利便性の向上を図ります。
4	（仮称）松本駅前センターについて、特別委員会では詳細な協議をしていない中で、令和11年に整備・供用開始の見通しが示されている。場所や機能など具体的なイメージがない中で計画を議論することに懸念がある。	利便性向上の観点で適地に窓口機能を設置していくことから、拠点の意味合いを踏まえた上で、計画案冒頭の「見直しの要点」の記述において、「主たる」の表現は削除します。
5	民間の開発と連動すると思うが、具体的なイメージがあれば示してほしい。	市民に身近な市役所づくりの考え方の下、各行政機能の整備を進めていく中、各拠点供用開始後における質の高い行政サービスの提供を見据え、相互密接に関連する「窓口機能」、「業務体制」及び「執務環境」を三位一体で進めていくための業務改革プ

		プロジェクトを先月末に立ち上げました。組織や配置人数等については、業務改革の取り組みを進めていく中で、具体化を図ります。 【場所・民間開発について】 民間開発に対する基本的な方針を定める「えきまえエリアビジョン」の策定と歩調を合わせるとともに、交通事業者の再開発を念頭に検討を進めたいと考えています。 今年５月には、ＪＲ東日本から事業運営体制の変更として、地域共創等を推進する事業本部の松本への設置が発表される中、民間事業者の機運の高まりや実際の動きを捉えながら具体化を図ります。
6	（仮称）松本駅前センターについて、市民ニーズの根拠が不明確で、何年間程度利用が見込まれるかの検討も不十分である。将来的には不要になるとの記載もあり、計画の合理性に疑問がある。	松本駅界限における窓口機能のニーズを直接的に把握してはおりませんが、前回の特別委員会でお示したパーソントリップ調査の結果においても、松本駅が立地する中心市街地エリアには１日当たり約 70,000 人のトリップ数があります。加えて、ＪＲ松本駅の乗車人員（令和５年）は１日当たり約 15,000 人（うち、定期利用が約 55％）です。立地面を考えると、申請・手続の拠点機能を配置することで、市民の利便性は大きく向上するものと考えます。 今の松本駅前には昭和の区画整理事業から約 50 年が経過し、多くの建物が更新期を迎えている中、本市は中心市街地の再設計に着手しています。 その上で、ウォークアブルな「えきしろ空間」の起点に位置し、人々の交流を増やし、賑わいを創出していく松本駅前に設置する拠点として、窓口機能のニーズは高まっていくものと考えています。 加えて、変化の激しい時代にある中、10 年後のビジョンにとどまらず、次の 50 年先を見据え、将来の様々なニーズに対しフレキシブルに対応できるよう、賃貸借を念頭に必要なスペースを確保します。

3 事業敷地に関すること

No.	意見等の概要	市の考え方
7	新庁舎敷地に地権者との合意ができていない民有地が含まれていることは大きな問題である。計画見直し以降、交渉も調整もしていない土地を事業用地とすることは、地権者の意思をないがしろにする行為ではないか。交渉がまとまった段階で計画を提示すべきである。	未取得の民有地自体に庁舎の建物を配置する計画とはしていないため（計画案 p.51 参照）、仮に当該地に係る交渉がまとまらず、取得できなかった場合でも、新庁舎自体の建設に支障はありません。来庁者駐車場の一部や、駐車場から庁舎へのアプローチ部分として庁舎の敷地範囲に含めています。
8	民有地の交渉がまとまらなかった場合はどうなるのか。	公共事業における土地収用は、一般的なプロセスとして、その内容を計画に位置付けた上で、公共性・公正性を示して進めます。これは、地権者が収用に係る税制特例を受ける条件として、土地収用法第 20 条の規定による事業認定を行うため、計画への位置付けが必要なことによるものです。本件についても、現段階で事業計画の範囲から外すと、かえって地権者が不利になることが想定されます。 こうした点を踏まえ、当該地を敷地範囲に含んだ計画とするものです。

4 規模及び機能に関すること

No.	意見等の概要	市の考え方
9	縦割り行政の弊害を解消し、部局間の連携を強化するため、見通しの良い執務空間の整備とともに、ソフト面での働き方改革も必要である。	政策横断的な施策の立案や実行が必要となっていく中、ご指摘のとおり、部局間の連携強化は必須と考えています。 新庁舎においては、物理的に部局や課の仕切りを無くして見通しのよいフロア構成とし、関連部局を近接配置させることで政策課題の共有を図ります。その上で、グループアドレスの導入や気軽に打ち合わせできるスペースの確保を進め、部局間や課の垣根を超えて意思疎通や政策遂行ができるような働き方を推進します。
10	古い大手事務所に職員を残し続けることは納得できない。新庁舎で働く職員との執務環境格差が生じる。全職員が入れる規模で建設すべきではないか。大手事務所を解体して本庁舎に集約する方が市の責任を果たすことになる。	生成 AI を始め、DX・デジタル化の更なる推進、業務改革を通じたペーパーレス化の徹底、テレワークの拡大等を進めることで、10 年後の新庁舎供用開始時には、庁舎内に配置する職員数に大きな変化があるものと考えています。 この考え方を踏まえ、計画案 p.44 の「イ

1 1	スリム化することのメリットが明確でない。スリム化により総事業費が抑えられるとのことだが、使える施設の有効活用という理由だけでは不十分。大手事務所の修繕費用をかけ続けることと比較して、本当にメリットがあるのか疑問である。	新庁舎に配置する職員数の想定」について、大手事務所の新庁舎への統合に係る説明文を修正しました。 なお、業務改革プロジェクトを通じて働き方や執務環境を整理し、設計過程において新庁舎に配置する組織体制の具体化を図ります。
1 2	新庁舎に食堂や展望台などの厚生福利施設がない。これらの施設を設置する場合、執務スペースが減ることになるが、職員の働く環境改善のためには必要ではないか。設計段階で検討とのことだが、具体的な方針を示してほしい。	厚生福利のスペースは、既存面積と同等規模を確保するとともに、フロントヤードとバックヤードを明確に区分して機能配置を行うことで、執務スペースを減らすことなく、飲食も可能な休憩スペース等を配置します。その点を計画案 p.47 に加えました。
1 3	窓口機能を 1 階のみに集約することについて、生活保護や障がい福祉など、ナイーブな問題を抱える市民が相談する際、1 階だけにこだわる必要があるのか。プライバシーを守れない窓口になることを懸念する。個室については、奥まった場所に連れて行くような動線ではなく、利便性の良い場所に設けてほしい。	市民の利便性向上の観点から窓口機能を 1 階に集約した上で、他自治体の事例も参考にしながら、プライバシーを確保できる動線や相談室の配置を設計の中で検討します。
1 4	駐車場について、新庁舎 50 台程度との検証結果は理解するが、本庁舎側に何らかの施設ができた場合の利用者や、休日に観光客が利用することも考慮すべきではないか。また、駐輪場についても、自転車を利用する市民や観光客、通勤通学者のことを考え、まちづくり全体の中で検討してほしい。	今後、えきしろ空間においてウォークブル区域を設定する中、新庁舎における駐車場は、行政サービスを受けに来た方を対象にした利用を想定しています。 駐輪場に関しては、計画案 p.50 に記載のとおり、既存の来庁者向け駐輪場の台数の確保を前提に、職員数や現状の利用状況を鑑みた上で、必要な台数を確保します。
1 5	基本構想で「ひとやまちを結ぶ庁舎」の建設理念を掲げているが、共創スペースや市民スペースが圧倒的に少ない。本当に市民にオープンな庁舎になるのか疑問である。	庁舎内に新たに設置する共創スペースにとどまらず、ゼロカーボンやDXなどで広がる各政策領域の共創プラットフォームや、サザンガクなども広く活用しながら、様々なステークホルダーの皆さまとともに新たな価値を生み出す取組みを進めていきます。

1 6	現在でも大人数が集まれる会議室が不足している中で、面積を減らすことに疑問がある。オンライン会議の活用も含めて、適切な会議室計画を検討すべきである。	少人数による打合せは、会議室の使用を止め、バックヤードの集約化により広がった執務フロア内の共用部に気軽に打合せできるスペースを設けることで対応します。 その上で、大人数による会議や秘匿性の確保が必要な会議は、平時における災害対策本部のスペース等の活用も図りながら、個別の会議室を使用します。 オンライン会議も積極的に活用した上で、会議の人数や用途に応じて打合せスペースや会議室を適切に使用しながら、会議する場所に困ることがないように対応していきます。
1 7	総務省が推進する自治体フロントヤード改革について、松本市としてどのように理解し、精査するかが重要である。また、DXの推進やシステム標準化により行政職員の削減が前提となる中で、庁舎計画との関係を明確に示してほしい。	フロントヤード改革の実行に向け、DX・デジタル化を通じたツールとしてのシステム化や最適化だけではなく、前提となる事務フローや課題の洗い出しなどアナログ的な部分も含めた現状分析を行い、業務改革プロジェクトを通じて業務の最適化を進めます。 今後、より複雑で多様化する行政ニーズへの対応と質の高いサービスの提供を図るため、デジタル化を進めながら適正な数の職員を配置するとともに、働き方や執務環境の抜本的な見直しを行います。 これらの取組みを進めるとともに、必要な執務スペース等のスリム化を図る考え方の下、配置職員数や執務面積等を検討し、本基本計画の改定版（案）を取りまとめました。
1 8	ICTの活用にとどまらず、AIを駆使するような市役所となることを要望する。	基本構想においてAIを率先して活用することを掲げています。新たな時代のオフィスのモデルとなる庁舎として、生成AIを積極的に活用し、効率的な行政サービスを展開していきます。

5 窓口機能に関すること

No.	意見等の概要	市の考え方
19	窓口機能の全体ネットワークについて、50年後、100年後の人口変化を見据えた地域づくりセンターの強化方針と、各センターへのオンライン窓口設置の可能性を明確に示してほしい。現在の支所・出張所機能は現行のままとのことだが、将来構想が不明確である。	地域づくりセンターの強化については、業務改革を通じて新たなワンストップサービスを導入し、申請や手続きに係る窓口業務のオンライン化、デジタル化を進めます。 これにより生み出される時間や人的資源を活用し、窓口業務への対応から地域に根差した課題解決に、より注力できる体制への転換を図ります。 各センターへのオンライン窓口の設置については、スペースや通信環境等、個々の施設状況を鑑みながら配置数やスペック等の検討を進めます。

6 事業スケジュールに関すること

No.	意見等の概要	市の考え方
20	建設時期が1年ずつ延びてしまうことは残念である。	市としても、近年の建設関連費用の上昇を懸念材料と捉えています。できるだけ早期に設計及び工事に着手できるよう、計画を進めます。